指定通所介護事業 · 指定介護予防通所介護事業 · 重要事項説明書

この重要事項説明書では、事業所の概要や事業者が提供する『通所介護』 『指定介護 予防通所介護』サービスの内容、利用上ご注意いただきたいことについてご説明しま す。

1. ご利用の事業所

- (1) 名 称 デイサービスセンター KOBE 岡本(指定居宅サービス事業所) (平成13年12月1日指定 事業所番号 2870100720号)
- (2) 目 的 介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように支援することを目的とし、利用者に日常生活を営むため必要な世話を行うことにより、利用者の社会参加や心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- (3) 所 在 地 〒658-0073 神戸市東灘区西岡本 2-25-4-101 JR「住吉駅」下車 北東へ徒歩約10分
- (4) 電話番号·FAX番号

電 話 (078) 414-0789 (代表) (078) 414-0790 (直通) FAX (078) 414-3663

- (5) 管理者名 松尾 朋己
- (6) 運営方針 ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に 努めます。
 - ②地域との結びつきを重視し、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、 他の居宅サービス事業、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供 する者との密接な連携に努めます。
- (7) 開設(サービス開始)年月 平成13年 12月 1日
- (8) 通常の事業実施地域 東灘区内、灘区内の一部地域(利用契約書付帯事項参照)

(9) 営業日·営業時間

営業日 月曜日から金曜日まで

(祝祭日を含み、年末・年始を除く。)

営業時間 午前9時から午後6時まで

サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分まで

(10)利用定員 1日 40名

(11) サービス区分 通所介護一般型

(12)建物の概要 構造:鉄骨鉄筋コンクリート造14階建の1階部分

延床面積:745.04㎡

2. 経営法人(事業者)

(1) 法 人 名 社会福祉法人 鶯 園

(2) 法人所在地 〒708-0844 岡山県津山市瓜生原 337-1

(3) 電 話 (0868) 26-0888

FAX (0868) 26-0144

(4) 代表者氏名 理事長 小林和彦

(5) 設立年月日 昭和48年3月16日

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

	人数
1. 事業所長(管理者)	1名
2. 生活相談員	1名
3. 介護職員(常勤換算)	6名
4. 看護職員(兼務)	2名
5. 機能訓練指導員(看護職員と兼務)	2名

〈主な職種の勤務体制〉

2 0 10 12 12 23 33 11 11 11	
職種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	毎 日(土曜・日曜日を除く) 午前8時30分~午後5時30分
2. 介護職員	毎 日(土曜・日曜日を除く) 午前8時30分〜午後5時30分 午前9時30分〜午後5時30分
3. 看護職員	毎 日(土曜・日曜日を除く) 午前9時30分~午後4時30分

〈主な職種の職務〉

生活相談員・・・・・・利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員・・・・・・・利用者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言を 行います。

看護職員・・・・・・・主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。

機能訓練指導員を兼務しています。

機能訓練指導員・・・日常生活上必要な機能の維持ならびに減退の防止のため、訓練指導、助言を行います。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対し介護保険法令に従い通所介護を提供しますが、このサービスには

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス(契約書第2条)

以下のサービスについては、利用料金の大部分(8割・9割)が介護保険から給付されます。

ア サービスの概要

- ①食事(ただし、食費は別途ご負担をいただきます。)
 - ・『居宅サービス計画』に基づき、食事の提供を行います。当事業所では、栄養士の作成する献立により、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 (食事時間) 昼食: 12:20頃から

②入 浴

・『居宅サービス計画』に基づき、必要に応じて入浴または清拭を行います。機械浴 槽を使用して入浴することもできます。

③排 泄

・ 必要に応じ、利用者の排泄の介助を行います。

④送 迎

・ 『居宅サービス計画』に基づき、事業所による送迎を行います。利用者の心身の 状況やご家庭の事情等により、送迎が必要と認められる場合、事業者の定める方 法により、ご自宅と当事業所間の送迎を行います。

⑤健康管理

看護職員が健康管理を行います。

⑥機能訓練指導

・ 機能訓練指導員が日常生活上の機能の維持、減退の防止のための訓練指導や助言 を行います。

イ 1日当りのサービス料金

- ・利用料の計算は歴月単位で行う為、利用月の翌月にご請求をさせていただきます。
- ・具体的な金額については別紙:料金表をご参照下さい。
- ・加算その他の関係で、記載した金額が変更となる場合があります。また、介護保険 からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更 させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第3条参照)

ア サービスの概要と利用料金

(1)介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、介護保険からの 給付を受けることができません。

(通常の「自己負担(1割・2割)」→「10割負担」)

このため、サービス利用料金に定められた全額が必要になります。

②食事の提供

利用者に提供する食事等の材料及び調理にかかる費用です。

料金:1回あたり650円

③その他、利用者負担が適当と定めるサービス

・遠足等特定のレクリエーションにおける実費相当分

(3) 利用料金の支払い方法

サービスに関わる料金・費用は、利用月ごとの精算となります。

お届けした請求書に基づき、利用月の翌月30日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア 下記指定口座へのお振り込み

郵便口座番号14380-69362581口座名義デイサービスセンターKOBE 岡本

- イ 事務所窓口での、現金お支払い
- ウ 郵便口座からの引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

- ○利用日の前に、利用者のご都合によりサービスの利用を中止または変更をすることができます。この場合、利用日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員等の理由により利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を利用者に示す等の対応をいたします。しかし、事業所の稼働状況(満員等)によっては、変更・追加のご希望に沿えない場合があります。

(5) サービス利用中の医療の提供について

サービス従事者(看護職員)が早急に医療処置が必要と判断した場合は、ご家族等に連絡し医療機関への受診を促します。また、緊急やむをえない場合においては、利用者及びご家族等の同意を得る前に救急搬送する場合があります。

5. 利用者負担の減免(契約書第11条参照)

(1) 事業者は、保険者が「住民税世帯非課税のうち特に生計が困難である者」と認めた利用者については利用者負担を減免することがあります。

「特に生計が困難である者」とは、

- 市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
- ・利用者負担が減免されなければ生活保護受給者となってしまう者
- ・その他市町村民税世帯非課税であって、上記に準ずるものと市町村長が認めた 者等をいいます。
- (2) 利用者負担の減免の程度は、利用者の申請に基づいて市町村において決定の後交付される確認証に記載されたものとします。

(3) 事業者は、利用者が生活保護制度の適用が必要となった場合には、必要な援助を行ないます。

6. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申入れがない場合には、契約はさらに 6ヶ月間(要介護認定期間)更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には本契約は終了します。

(1) 契約の終了 (第19条関係)

- ①利用者が死亡した場合。
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が非該当(自立)と判断された場合。
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を 閉鎖した場合。
- ④ 施設の減失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑥利用者から契約解除の申し出があった場合。(詳細は、以下(2)をご参照ください。)
- (⑦事業者から契約解除を申し出た場合。(詳細は、以下(3)をご参照ください。)

(2) 利用者からの解約、契約解除の申し出(契約書第20条、第21条参照)

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約の全部または一部を解約する事ができます。その場合には、契約終了を希望する日の<u>7日前</u>までに解約届出書をご提出下さい。 但し、以下の場合には即時に契約の全部または一部を解約、解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③利用者が入院された場合。
- ④利用者の「居宅介護サービス(ケアプラン)」が変更された場合。(一部解約はできません。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。

- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等 を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認めら れる場合。
- ⑧他の利用者が当該利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体 的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(3) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第22条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解約させていただくことが あります。

- ①利用者が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれ を告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生 じさせた場合。
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告 にもかかわらず正当な理由なくこれが支払われない場合。
- ③利用者が故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者の財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって本契約を 継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④利用者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響 を及ぼす恐れがあったり、あるいは、利用者が重大な自傷行為(自殺にいたる恐れが あるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合。
- ⑤利用者の入院、その他の理由により、通所介護サービスの利用が長期間中止された場合。(長期間とは、連続して3ヶ月以上の状態をいいます。)

(4) 契約の一部が解約または解除された場合(契約書第23条)

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスに関わる条項は効力を失います。

(5) 契約終了に伴う援助(契約書第19条)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、 必要な援助を行うよう努めます。

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第12条、第13条)

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などについて配慮するなど、契約書第12条、第13条に規定される義務を負います。事業者は、利用者にサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護婦と連携の上、利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して定期的に非難、救 出その他必要な訓練を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し2年間保存するとともに、利用者の 請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者 または他の利用者等の生命、身体を保護するためにやむを得ない場合には、記録を記 載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥利用者へのサービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要 な場合には、速やかにご家族及び主治医等への連絡を行うなど必要な処置を講じます。
- ⑦事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得 た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 (守秘義務)

ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、利用者の同意を得ます。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第14条)

- ○サービス提供施設、共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用してください。
- ○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただくことがあります。

(2) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

9. 事故発生時の対応について

サービス提供時間内において事故が発生した場合には、利用者の家族または緊急連絡先に対して速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

- 看護職員または介護職員等による、速やかな応急処置を行います。
- ・ 利用者の主治医に状態報告し、指示を仰ぎます。 (事故対応者が緊急と判断する 場合、救急搬送後に報告等を行います。)
- ・ 事故発生の経過や利用者の状態及び主治医の指示等を利用者の家族または緊急連絡先に説明し、必要な措置について同意を得ます。 (事故対応者が緊急と判断する場合、必要な措置の実施後に説明等を行います。)
- ・ 入院加療が必要な事故が発生した場合や更には損害賠償に至る事故が発生した場合には、速やかに市町村への連絡を行います。

10. 苦情処理について(契約書第26条)

(ア) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 デイサービスセンターKOBE 岡本

苦情解決責任者 松尾 朋己

苦情受付担当者 佐野 秀樹

TEL (078) 414-0789

FAX (078) 414-3663

○受付時間 毎日 午前9時~午後6時

(イ) 行政機関その他苦情受付機関

兵庫県国民健康保険	神戸市中央区三宮町1-9-1-1801	
団体連合会	078-332-5617	
介護サービス苦情相談窓口	平日 8:45~17:15	
神戸市保健福祉局	神戸市中央区加納町6-5-1	
監査指導部	神戸市役所 1 号館 20 階 078-322-6326	
法人·施設指導担当	平日 8:45~12:00 13:00~17:30	
要介護施設従事者等による	(監査指導部内) 322-6774	
高齢者虐待通報専用電話	平日 8:45~12:00 13:00~17:30	
神戸市消費生活センター	神戸市中央区橘通3-4-1	
	神戸市総合福祉センター 5 階 078-371-1221	
	平日 9:00~17:00	
第三者委員	由良 和也 078-362-1294	
	木下 昭満 078-412-8513	

11. 損害賠償について(契約書第16条、第17条)

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

以上

令和 年 月 日

デイサービスセンター KOBE 岡本での通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

 サービス提供事業者
 社会福祉法人
 鶯園
 デイサービスセンター
 KOBE 岡本

 説明者職名
 氏名
 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、社会福祉法人 鶯園によるディサービスセンター KOBE 岡本での、通所介護サービスの提供開始に同意いたしました。

利用者

住 所

氏 名 印

私は、利用者が事業者から重要事項の説明を受け、社会福祉法人 鶯園によるデイサービス センター KOBE 岡本での通所介護サービスの提供開始に同意したことを確認いたしましたので、 私が利用者に代わって署名代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名 即

(利用者との関係)